

第18期 第6回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和6年2月22日(木) 午後1時37分～午後2時02分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 6番 上里 さゆり 委員

7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (1 名)

5番 金城 朝之 委員

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

班 長: 宇地原 健 主任主事: 長嶺 文斗

7. 議事録署名委員

6番 上里 さゆり 委員 ・ 7番 金城 敏満 委員

8. 付議すべき案件

報告第 25 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 26 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 27 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 28 号 現況証明願について

報告第 29 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 30 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第	16	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	17	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	18	号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
議案第	19	号	令和6年度人事異動に係る協議について

8. 会議の内容

議長	こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 6 回総会を開催いたします。 (午後 1 時 37 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 7 番委員の金城敏満委員と第 6 番委員の上里さゆり委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び長嶺主任主事をお願いいたします。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 25 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。 報告第 25 号「農地転用後利用状況の報告について」、今回 3 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますことをご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 25 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 26 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。 報告第 26 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、今回 2 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 26 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 (3 番委員挙手)

3 番委員	すみません、農家住宅とは何ですか。
事務局	農家住宅は農家さんが建てられた住宅。
議長	農業をしている人が造る住宅。よろしいですか。
4 番委員	農地には普通建てられないけど、農業をしていたらここしかないので建てられる場合があるわけ。
3 番委員	農地だけど。
議長	よろしいですか、比嘉さん。
3 番委員	はい、分かりました。ありがとうございます。
議長	これで、進行します。 次に、報告第 27 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。 報告第 27 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますことをご報告いたします。以上です。
議長	委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 28 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。 報告第 28 号「現況証明願について」、今回 3 件ございました。内容確認の上、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 28 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑ないようですので、進行します。

	次に、報告第 29 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。 報告第 29 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 29 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 30 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをお開きください。 報告第 30 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、5 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 30 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑ないようですので、進行します。 これより議案審議に入ります。議案第 16 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いいたします。では、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第 16 号について説明いたします。議案書の 13 ページから 18 ページとなります。では、議案書の 14 ページをお開きください。 議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、2 件の申請がございました。 整理番号 1 番につきまして、議案書の 16 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 143 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 整理番号 2 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 352 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利

	がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。 調査の結果について、高安委員から報告をお願いいたします。
高安推進委員	それでは、令和 6 年 2 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号 1 番から 2 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。
議長	事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。 議案第 16 号については 1 件ずつ審議します。 初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。 次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 上原委員。
2 番委員	休憩をお願いします。
議長	休憩します。 休憩 午後 1 時 46 分 再開 午後 1 時 49 分
議長	再開します。 ほかにいらっしゃいませんか。 （はいの声あり）

議長

これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に、議案第 17 号について審議します。議案第 17 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明の後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 20 ページをお開きください。

議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、今回 2 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなっております。それでは、申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして 21 ページからご確認ください。申請のあった土地は豊見城市字上田 358 の 1、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 2 種農地と判断しております。

整理番号 2 番につきまして 25 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 40 の 15。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

今回の申請に当たって現地の調査結果について、金城道夫委員から報告をお願いいたします。

8 番委員

それでは、令和 6 年 2 月 15 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番の申請地は、現場は遊休状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、既に砂利敷で造成されております。違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については特に問題ないと考えられます。説明は以上です。

議長	事務局及び農業委員の説明が終わりました。議案第 17 号について 1 件ずつ審議します。 初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 (8 番委員挙手)
議長	金城委員。
8 番委員	すみません、問題ないと言ったんですけど、局長これ、整理番号 1 番の上田の 358 の 1 については、現在この土地接道していません。それで、市道に接道するために、367 の 1 辺りから進入路と言っていましたよね。これは行って怒られたじゃないですか。だから、ここは地主との兼ね合いとか聞いていますか。要するにレンタカーが借りている、二重貸し。レンタカーの後ろに借りるんですか。この金城さんは進入路として借りる。だけど今はレンタカーが借りている。その辺の兼ね合いは何か確認していますか。
事務局	同意書はもちろん、この進入路として使う地主さんのほうから同意書は得ていまして、今後 368 が金城さんの土地に今なっていて、後々はそこと土地を交換するということで話は調整しているみたいです。ちょっと三角っぽくなっているところがあると思うんですけども。
8 番委員	確認したいのは、進入路を通して、22 ページにある進入路としてこの A4 に書いてあるじゃないですか。その 3 筆の土地についてはレンタカーが借りているのではないの？
事務局	今は借りています。
8 番委員	この金城さんが借りるということについてはどうなっていますか。だからレンタカー屋が怒ったじゃないですか。今借りているのに、借りているところに役所が勝手に入ってきて、あなたたち何しているかと言われたじゃないですか。だから、この辺は地主との兼ね合いというのは、これはレンタカーと金城さん

	は二重貸し。
事務局	二重貸しになるか、いつのタイミングでこの土地の交換をするかまでは分からないんですけども、一応このレンタカー会社の、その現場に行ったときにお話をした人は従業員で、その上の方との調整も一応しておりまして、実際この現場におられた方も実際申請があるということ自体知っている。
事務局	あの怒られた方がいたじゃないですか。あの方自身が進入路になるということは知っていたんですよ。そういう調整をしているというのは知っていて、行く行くは交換するというのも恐らく分かっている。
8 番委員	何でそれを聞きに行ったら怒られて。
事務局	ちょっと休憩しましょうね。
議長	休憩します。
	休憩 午後 1 時 55 分 再開 午後 1 時 59 分
議長	再開します。 ほかに質疑いらっしゃいませんか。採決してよろしいでしょうか。 整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてからお願いいたします。
	(8 番委員挙手)
議長	金城委員。

8 番委員	確認だけです。現場見に行って、25 ページの図面あるじゃないですか。40・15 ね。この土地は造成していて、実際擁壁も一部壊して排水路のところから、たしか床版かけてやるという、今は接道していないですよ。接道条件でもって開くみたいな感じですよ。その図面というのが 26 ページ、これはレンタカー一屋でしょう。この排水路は農林の管轄ですよ。6 メーターも橋をかけて、その占用条件というのが、この占用条件がないとこれはパーさ。その辺はどうなっている。いけるという。
事務局	そうですね、私もこの資料をつくるに当たって農林のほうに確認して、今時点では分からないんですけども、前に現場調査に行くときにはまだ申請する前ではありました。申請前、一応資料を集めているという。
8 番委員	設計図とか出すはずだけど、床版よね。
事務局	床版になるんでしょうね、恐らく。
8 番委員	ボックスかけるわけないよ、床版だよ。だから、本来はこの排水路に占用というのは条件があるはずなんだよ。それに、排水路の維持管理に支障がないときに占用を認めるというのがあるわけさ。6 メーターというのは大き過ぎるわけ。6 メーターだと大型車とかが乗入れする感じで、道路課あたりは 2.5 から 3 メーターもしないぐらい。だから大き過ぎるから、何でこんな大きいのを許可するのかと思って。これはあっちの話なんだけど、これから行くと、許可はスムーズなのかなとちょっと疑義を持ったんだけど。あちは農林の基準だから仕方ないんだけど、とりあえず、めどはあるということで理解していいですか。
事務局	そうです。
8 番委員	オーケーです。
議長	ほかにいらっしゃいませんか。採決したいと思います。 整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長	異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に、議案第 18 号について審議します。なお、現場調査は、農地利用最適化推進委員と事務局で行っていますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第 18 号について説明いたします。議案書の 29 ページから 33 ページとなります。議案第 18 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」について説明いたします。 相続税の納税猶予ですが、これは農地を相続により取得した、農業相談人がこの農地で引き続き農業を営む場合、一定の条件で農地に係る相続税を猶予するというものです。また、相続税の納税猶予を受けていた土地が 20 年間農業経営を継続していた場合には、その相続税が免除されることになります。今回、那覇税務署からの依頼を受けて利用状況を確認するため、農地利用最適化推進委員とともに現場確認を行いました。議案書の 33 ページをお開きください。確認のありました農地の利用状況についてなんですが、こちら 1 番の自ら所有し、自ら農地として使用しているとして回答することをお諮りします。なお、農地利用最適化推進委員の高安委員から利用状況の報告をお願いいたします。
高安推進委員	それでは、令和 6 年 2 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。照会のあった農地について、畑として利用していたことを確認しました。以上です。
議長	事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。 それでは、議案第 18 号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 当該特例農地の利用状況等については、事務局の説明のとおりとして那覇税務署署長宛て利用状況確認書を提出することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、特例農地の利用状況等については事務局の説明のとおりとして、那覇税務署署長宛て利用状況確認書を提出することに決定しました。

これより議案第 19 号について審議します。事務局より説明をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 2 時 08 分

再開 午後 2 時 08 分

議長

再開します。

事務局

それでは議案第 19 号「令和 6 年度定期人事異動に係る協議」について説明します。今回、市長部局の市民部生活環境課より南叶子主任主事を農業委員会事務局へ出向させたい旨の協議でございます。説明は以上です。

議長

休憩します。

休憩 午後 2 時 08 分

再開 午後 2 時 09 分

議長

再開します。

これより議案第 19 号について審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 19 号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 19 号については承認することに決定しました。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁重なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 6 年 2 月 22 日 (木)

午後 2 時 10 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子

7 番委員

金城 敏昭

6 番委員

上里さゆり